

利尻町立博物館における感染症予防ガイドライン

(2025年4月1日版)

利尻町立博物館

A. はじめに

利尻島は漁業と観光の街であり、飛行機やフェリーなどによるアクセスの利便性も進み、外部との往来は、決して少なくない離島のひとつである。その一方、過疎化などにより島内のマンパワーは極めて限定され、たった一人の島民の活動が失われるだけで、多方面に多大な影響が波及することも近年では稀でなくなってきた。そのため、コロナ禍以降も、島民の健康や島内の社会活動を維持する上で、様々な感染症への対策を継続することはますます重要になると考えられる。これらの現状を踏まえ、近年の新型コロナウイルスへの対応などを参考とし、当施設固有の環境なども考慮しながら、感染症全般に対する予防ガイドラインをあらためて策定・実施するものである。

B. 窓口業務などにおけるスタッフの安全確保

1. 体調管理

1. 体調変化および管理の実施。
2. 変調などがあれば受診・療養のため、すぐに休むことができる環境を整備。

2. 飛沫対策

1. 窓口におけるビニール遮蔽シートを介したコミュニケーション。
2. 咳エチケットなどにも配慮。
3. 感染状況に応じてマスク着用の判断を行う。

3. 換気・保湿

1. 施設内での換気、および加湿器などを用いた保湿を奨励。

4. 手洗い・手指消毒の励行

1. 作業のほか、特に生物サンプルなどを扱った場合などは入念に実施すること。

5. 不特定多数の者が触れる箇所の消毒

1. 頻繁に触れる機器、ドアノブ、スイッチなどの消毒励行。
6. 接触機会の減少
 1. 感染状況によってスタッフ同士の接触機会を減らすようにする。
 1. 時間的な分散勤務ローテーション
 2. 物理的な分散勤務ローテーション
7. 現金扱い
 1. 窓口業務での現金扱い後には、消毒などを実施。
 2. 受け取りとお釣りのトレーの使い分け。
8. トイレ清掃時の注意
 1. 排泄物、血液などの処理時には手袋やマスクの着用をすること。
 2. 予想される感染症にあわせた清掃・消毒を意識すること。
9. 救急救命時の注意
 1. 心肺蘇生時には感染症への対策を念頭におきながら、迅速に対応すること。
 2. 救急搬送や処置が終了した後、搬送先病院や保健所などの指示に従い、現場での清掃や消毒などを慎重に行うこと。

C. 館内展示閲覧者の安全確保

1. 飛沫感染予防
 1. 飛沫がかかる場所の消毒や清掃の実施。
 2. 換気（展示室・トイレ）
 1. 利用者がある場合は常に換気を心がけ、退館後も利用区画の換気（窓の解放や換気扇など）を10分程度行う。
 2. 悪天候および冬期では、館内換気扇や送風機の稼働などを実施。
 3. 換気（密集）の目安として、二酸化炭素濃度計測器などを利用し、日頃からデータ収集を記録すること。
3. 他者との距離
 1. 飛沫感染予防のほか、混雑時の不用意な接触や転倒予防、閲覧時の快適性のため、人との間隔が十分取れる環境を配慮すること。
 2. 入館状況が密な場合は、エントランスでの掲示などで事前にその周知を行い、来館者の入館判断の材料を提供する。
 3. 館内が過密となり、感染拡大が危惧される場合は、入場制限を行うほか、事前にその旨を周知する。また、過密が事前に予想される場合には、その軽減のための措置や協力を依頼する。
4. 感染状況に応じて以下の対策を検討・実施する。
 1. マスク着用をお願い。

2. 接触感染予防

1. 消毒

1. 定期的な館内消毒の実施。
2. 重点とする消毒箇所。
 1. ガラスケース
 2. ドアノブ
 3. 消毒ポンプ
 4. トイレ
 5. 蛇口、ノブ、スイッチ
 6. 利用者が利用したと思われる場所
 1. 閲覧コーナー
 2. イス

2. 共用物を扱う時には手指消毒ができるよう、館内に複数の利用者用消毒液を配置する。

3. 感染状況に応じて、次の対策を行う。

1. 利用者が共有する可能性が高い用具・資料・場所などの制限。
2. 利用者が直接手に触れる場所（ドア、スイッチ、など）の制限。

3. 利用者側への協力依頼

1. 平時の依頼事項

1. 熱など風邪の症状や、体調がいつもと異なる方への入館自粛。
2. 館内が過密な場合は入場制限がされる場合があることへの了承。
3. 団体利用の場合は、可能であれば時間差・分割入館などへの協力。
4. 入館時の手指消毒。

2. 上記依頼については、施設入口やホームページなどにて表示し、来館者の協力を求める。

3. 島内または当施設における感染状況が悪化、かつ感染源が緊急性や重大性が高いと判断された場合には、上記以外の対策（例：マスク装着、入館制限、など）も含め、感染予防への可能な限りの対策についての協力を求める。

D. 普及活動の安全確保

1. 共通

1. 募集上限の設定。
 1. 事業の内容にあわせた人数を事前に設定。
 2. 事前申し込み制。
2. 参加者同士の距離を、事業内容や感染状況に応じてとること。

3. 参加当日の体調に留意し、参加・実施などを判断すること。
4. 機器の共有を行う場合は、使用前後の消毒を必ず行う。
5. 感染症予防に対応した新たなプログラム・観察手法の開発。
6. 島内または当施設における感染状況が悪化、かつ感染源が緊急性や重大性が高いと判断された場合には、上記以外の対策（例：マスク装着、など）も含め、感染予防への可能な限りの対策についての協力を求める。

2. 屋内活動

1. 換気の実施（換気が可能な季節に実施を検討）。
2. 使用物品などの事前・事後消毒。
3. 効率的なプログラムによる時間短縮を心がける。

3. 屋外活動

1. 観察時などの密集をさけるため、ソフト的な対策も検討。

E. レファレンス活動の安全確保

1. 窓口対応

1. 窓口におけるビニール遮蔽シートを介したコミュニケーション。
2. コミュニケーション後は、カウンター周辺の消毒を行う。

2. 館内での書籍資料などの閲覧対応（閲覧コーナー）

1. 閲覧後の資料は、書棚に戻さず、所定のコンテナ内に返却してもらう（利用数把握も兼ねる）。
2. 返却された資料は、24時間以上の隔離をした上で元の場所に再配置する。

3. 事務所内における一次資料などの閲覧対応（閉架資料や非公開資料なども含む）

1. 体調の確認を行い、普段と異なる場合は利用の自粛をお願いする。
2. レファレンス対応表（別紙2025年度用）に「氏名」、「居住地」、「緊急時の連絡先」を記入してもらう。
3. 手指清掃・消毒の上、丁寧に資料を扱ってもらう。
4. 常時換気。
5. 資料は職員が持参し、決められた場所にて静かに閲覧してもらう。
6. 閲覧後は、机などの消毒を行い、資料は点検後、24時間以上の隔離をした上で元の場所に再配置する。
7. 感染状況に応じて、利用者にはマスク着用などの協力をお願いする。

F. 調査研究の安全確保

1. 野生生物との接触

1. 望まぬ野生生物との接触を避ける手段を持つとともに、ポイズンリムーバーなどを携行し、万が一の時にも対応できる装備を用意すること。
 2. 調査やサンプル収集および採集時における野生生物との接触では、該当生物との直接の接触がないように手袋やゴーグル、マスクなどを状況に応じて装着し、消毒などの事後の予防措置も徹底すること。特に、自身に傷などがある場合や、現場で刃物を扱う必要がある場合は注意すること。
2. フィールドワーク時の防護
 1. 外傷などから思いがけない感染を受ける場合があるため、現場の状況に応じて身体を防御する服装や装備をするほか、万が一の怪我にも対応できるように救急セットを携行すること（消毒、外傷保護、吸引器、など）。

G. 学芸員実習

1. 実施の取りやめ
 1. 以下のような感染状況の場合、実習を取りやめとする。
 1. 実習期間または、実習期間の前後に、当地または実習生の居住地に蔓延防止等重点措置、または緊急事態措置などが発令がされる可能性が高いと、当館が判断した場合。
 2. 島内で感染状況が悪化、かつ感染源が緊急性や重大性が高いと判断された場合。
 3. 実習生および実習担当者の体調変化があった場合（実習1週間前から経過観察）。
 2. 実習期間は4月から10月までとし、冬季は行わない。
 3. 感染状況によっては、実習生が所属する大学等が設定した感染症ガイドラインなどに従う。
 4. 状況によっては、来島前の事前検査などへの協力をお願いする。
2. 実習時
 1. 実習は1～2名の少人数に限って行う。
 2. 消毒、換気など、基本的な感染症対策を徹底する。
 3. 島内または当施設における感染状況が悪化、かつ感染源が緊急性や重大性が高いと判断された場合には、上記以外の対策（例：マスク装着、体調および体温チェック、など）も含め、感染予防への可能な限りの対策についての協力を求める。

H. その他の対策

1. 島内および道内の感染状況および感染源の緊急性や重大性に応じて、利尻町教育委員会内部の協議により、臨時休館の判断をほかの社会教育施設とともに行う。
2. 利用者またはスタッフの感染が判明した際には、感染源の緊急性や重大性にあわせて、消毒などの安全対策を行うほか、そのほか可能な限りの感染拡大予防措置に努める。
3. 博物館資料や情報への来館以外のアクセスを推進
 1. 資料のカタログ化の推進。
 2. 館独自のオンラインページの充実。
 3. 他機関・外部データベースへのデータ提供。
 4. 電話・FAX・メールなどによる非来館レファレンス活動の提供。
 5. 展示機能以外の博物館機能の周知・認知の推進。
4. 本ガイドラインの評価・見直し
 1. 本ガイドラインは、他機関の指針や、島内での状況、科学的根拠に基づいた対策の変化、館独自の事業評価、などに応じて、その都度、更新を行う。

I. 参考としたガイドライン

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策本部. 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について. 2023.i.27.
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策本部. 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針. 2023.ii.10
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策本部. マスク着用の考え方の見直し等について. 2023.ii.10
- ・ 日本博物館協会. 博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン. 2023.iii.13
- ・ 日本図書館協会. 図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン. 2023.iii.1.
- ・ 日本図書館協会資料保存委員会. 図書館資料の取り扱い(新型コロナウイルス感染防止対策)について. 2021.iii.1.